



葛西だより

第30号
平成18年度
(2006)



越谷市 瓦曾根溜井

目次

- ◇理事長、所長あいさつ……………2
- ◇平成18年通常総代会開催、平成18年度予算、平成16年度決算、総代研修会…3
- ◇疏水百選について……………4
- ◇個人情報保護規程、事務局構成について……………5
- ◇新農業水利システム保全対策事業、記念館のリニューアルについて……………6
- ◇葛西・羽生領島中領土地改良区連合について……………7
- ◇改良区からのお知らせ……………8

理事長あいさつ

葛西用水路土地改良区 理事長 井上直子



平成18年度の「葛西だより」の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様や関係機関の皆様には日頃より本土地改良区の運営にご協力を賜り衷心よりお礼を申し上げます。

本土地改良区は利根中央事業の完了後、早くも4年目を迎え、農業用水の一元的な管理による公平な水配分と安定した用水供給に努めております。昨年6月末頃には、利根川上流のダム群の貯水量の減少が危惧されましたが、その後台風や降雨によってダム群の貯水量も回復し、一安心したところです。なお、江戸川右岸・二郷半領水系では番水の実施に際し、組合員の皆様に大変なご協力、ご理解を頂き誠にありがとうございました。また、パイプライン地域では、幸手領第3機場掛かりでは、中干し期間中に、地盤沈下の影響により、本管が不等沈下を起こし漏水が生じ、ご迷惑をおかけしました。全体と致しましては、皆様のご協力を頂き、効率よく安定した水利調整が出来たと考えております。

さて、平成18年度の本土地改良区の一般会計予算ですが、今日の社会情勢は未だ厳しく、景気もなかなか順調な回復基調に乗り切れない中、農業を取り巻く状況も米価の動向が示すとおり、一段と厳しさを増しております。

そのため国、県、市町においては引き続き緊縮財政の中での予算編成となっており、本土地改良区におきましても同様の考え方で予算案を編成いたしました。

まず、一般会計予算の総額は9億2,100万円でございます。昨年度と比較いたしますと、1億8,500万円の大幅な増額となりますが、これは懸案の古利根堰やパイプライン施設の遠隔制御機器の更新費用を国、県に要請した結果、国庫補助事業の「新農業水利システム保全対策事業」が認められ、一昨年度の『古利根堰地区』に続いて、昨年度『権現・幸手地区』が新たに採択され、それらを当初予算に計上したこととあわせて、金野井揚水機場の適切な管理の必要上「ポンプ3台」の吐出側制水弁増設を行う必要があり、バルブ補修費として単年度経費2,500万円を計上したことが主な増額理由です。以上のような特別の臨時的な費用を除いた通常ベースの予算は6億3千万円弱で、前年比97.5%の1.619万円減と極力経費を節減した緊縮予算となっておりますのでご理解とご協力をお願い致します。

今後とも組合員の皆様方のご期待に沿った土地改良区の運営に力を尽くす所存でございますので、ご指導ご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。挨拶とさせていただきます。

□ 就任あいさつ 所長 樹森信雄

私は、田口前所長の定年退職に伴いまして、去る4月1日付けをもちまして所長を命ぜられました。浅学非才でございますが、井上理事長を中心に役員及び総代の皆様のご指導ご協力を得て、当改良区発展のために一生懸命頑張る所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

当改良区も平成13年度、下流二土地改良区（二郷半領・江戸川右岸）と合併し、4年が経過し、その間、葛西・羽生領島中領土地改良区連合も設立され、小さな問題点等も多々ありましたが、順調に運営がなされております。また、昨年は下流域の「金野井・新田・二郷半用水」水系で、一

部水不足等生じ組合員の方々にご迷惑をお掛けしましたが、関係の役員・総代さん、地元自治会をはじめとする関係機関のご指導ご協力を得て、番水等の実施により水不足を凌いでまいりました。今後共、全地域に対する緻密な水管理の下、限られた貴重な農業用水を有効利用すると共に公平な水管理を徹底し、組合員の皆様に迷惑を掛けないよう職員一同努力をして参りたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後に、皆様のご健勝ご発展を祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

□ 就任あいさつ 技監 大海渡恒男

4月1日付けで、理事長から技監職を拝命した大海渡です。この3月まで春日部にある埼玉県の職場に勤めておりました。前職場での知識や経験、市町の農政担当者、水資源機構などとの面識を生かして、葛西用水路土地改良区の業務を努めさせていただきます。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

当土地改良区の管内は土地利用型農業が盛んで、ほとんどの農家が米の生産に携わっており、平成19年度から始まる

「品目横断的経営安定対策」にあわせて、これまでとは異なる用水手当等の対策が喫緊の課題となります。そのような中、組合員の利益を第一に安全・安心な施設管理や安定した通水が、これまで以上に気を遣う業務となると考えられます。

一日も早くこの事務所に慣れ、葛西用水路土地改良区の伝統を汚さぬよう、明るく、楽しい職場づくりをモットーに職務に邁進する所存ですので、よろしくご指導のほど重ねてお願い申し上げます。

平成18年通常総代会の開催

平成18年2月22日(水)葛西用水路土地改良区総合管理所に於いて、平成18年の通常総代会が開催され、総代会議長、島根信義氏(吉川市)の議事進行により、平成18年度予算(案)の議決について外24議案が原案どおり可決決定されました。

《総代会提出議案》

- 議案第1号 平成16年度決算の承認を求めることについて
 議案第2～4号 平成17年度補正の追認を求めることについて
 議案第5号 農地転用に伴う除外について
 議案第6号 平成18年度賦課率及び徴収方法並びに決済金を定めることについて
 議案第7号～24号 平成18年度予算関連議案について
 議案第25号 規約及び諸規程の一部改正について



平成16年度一般会計収支決算

収入



収入合計 3,619,571,590円

支出



支出合計 3,366,983,087円

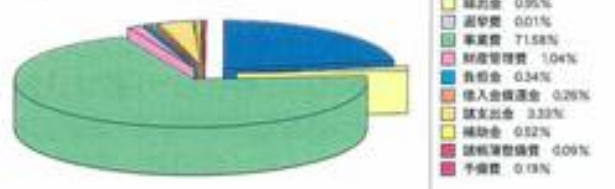
平成18年度一般会計収支予算

収入



収入合計 921,000千円

支出



支出合計 921,000千円

平成16年度決算には利根中央事業地元負担金(国営分一括償還金)2,829,000千円が含まれます。

◇総代研修会が開催されました

平成17年10月20日、21日において、54名の総代の皆様方のご出席を頂き、総代研修会が開催されました。今回の研修地は、「葛西だより」の記事にもあります、この度リニューアルされた久喜市「葛西記念館」と福島県郡山市「安積疏水土地改良区」の2箇所の研修を実施致しました。なお、安積疏水については、20日に郡山市内の事務所において事業説明を受け、翌21日には猪苗代湖の東に位置する「上戸取水口」の現地視察を実施致しました。

安積疏水土地改良区での事業説明



現地視察
猪苗代湖
上戸取水口



葛西用水が『疏水百選』に選定されました



疏水百選ホームページ

□「疏水百選」とは

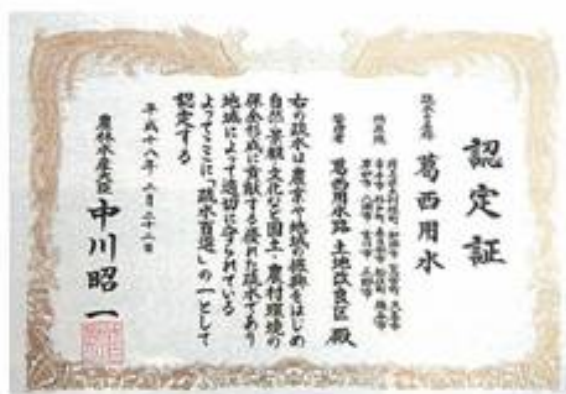
その趣旨として、①疏水は約40万kmにも及び食料の安定的な供給の基盤であるとともに、国土・環境保全、保健休養、美しい景観の形成など様々な役割を持った国民共有の資産。②疏水は、農家を中心とする地域の共同作業によって守られてきたが、農村地域の過疎化、高齢化によりその保安全管理が困難化。③このため、農家のみならず地域住民や都市の人々も含めた国民全体でその保全活動に取り組み次世代に継承していくことが必要。こうした観点から疏水を保全する国民的運動を進める一助とするため農水省が「疏水百選」を実施したものです。

□選定方法

- ①平成17年6月から8月の3ヶ月にわたり候補地を募集。(応募総数499件)
- ②候補地を一次選定により284地区に絞り、平成17年10月20日から12月11日の間、インターネット等による一般投票を実施。(投票件数 インターネット約12万2千件、ハガキ・FAX約10万4千件、併せて約22万6千件)
- ③平成18年1月27日に開催された第4回選定委員会で疏水百選110地区を決定。
埼玉県からは本土地改良区が管理する「葛西用水」の他に「見沼代用水」と「備前渠用水」の計3地区が選定されました。



コスモスふれあいロード (鷺宮町)



認定証

個人情報保護規程を制定しました

平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。

同法は、個人情報を取り扱う事業者に対して、個人の権利や利益の保護、更に適正に取り扱うことが義務付けられました。

このことから葛西用水路土地改良区も組合員の皆様の個人情報を守るべく、農林水産省のガイドラインに沿って「個人情報の保護に関する規程」を制定致しました。

本土地改良区の保有個人データに関する事項の公表等（規程第15条）については以下のとおりです。

1. 本土地改良区の名称
葛西用水路土地改良区
2. 利用目的
本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用します。また、労働者等の個人情報は上記事業を実施する際の雇用管理のために利用します。
3. 個人情報の保護に関する方針
法令等を遵守し、個人情報を適正に取扱います。
4. 利用目的に関する事項
 - ①氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項に使用します。
 - ②埼玉県、管内市町農業委員会、葛西・羽生領島中領土地改良区連合及び関係農地保有合理化法人と共同で利用します。
 - ③県営土地改良事業、農地保有合理化事業、葛西・羽生領島中領土地改良区連合が行う用水管理の円滑な実施その他の地域農業の振興のために利用します。
 - ④個人情報保護の管理者は総務課長とします。
5. 利用目的の通知または保有個人データの開示等を求める場合の手続き及び手数料
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。手数料は本土地改良区手数料規程により徴収させていただきます。
6. 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先は本土地改良区個人情報保護管理者に申し出て下さい。



新農業水利システム保全対策事業を実施しています

□事業の目的

米政策改革による農業構造改革の加速化や、多様な水田営農の展開に対応した、農業水利システムの役割発揮のため、地域水田農業ビジョン実現に向けて、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムをモデル的に構築する事業です。

□事業内容

本土地改良区では《古利根堰地区 平成16年から平成20年》と《権現・幸手地区 平成17年から平成21年》が採択され、遠隔機器の更新等の施設の整備を進めております。

新農業水利システム保全対策事業

農業水利システムの保全を図る計画策定と施設整備を一体的に実施し、農業の構造改革と施設管理の省力化を同時に実施する新たな対策を実施

新農業水利システム保全対策事業

地域の戦略に応じた
計画策定（ソフト）

必要なものを早く、安く
施設整備（セミ・ハード）

【農業水利システム保全計画策定事業】

・機能診断と技術検討により新たな施設管理の仕組みと制約要因の除去に関する計画を策定



担い手農家

【管理省力化施設整備事業】

・計画に基づき省力化、畑地化・畑作の本作化のための施設を整備



記念館がリニューアルしました！

久喜市栗原地内にある葛西用水路土地改良区記念館（琵琶溜井分水工に併設）が、昨年10月にリニューアルしました。企画から展示物の作成、レイアウト等ほとんどの作業を通常業務に支障の無い範囲で職員が行い、展示物は時代ごとに、江戸時代、明治～大正～昭和初期、昭和中期～近代と各コーナーに分けて展示しました。また、葛西の区域内にある市町から特産品の提供も受け、それぞれの特色ある品物が展示してあります。また、訪れた方に気持ち良く見て頂くために、空調設備、トイレ等も整備いたしました。

分かりやすい展示を心がけましたので、お子さんから大人の方まで葛西用水の歴史を知ることが出来ると思います。是非とも皆様方のご来館をお待ちしております。



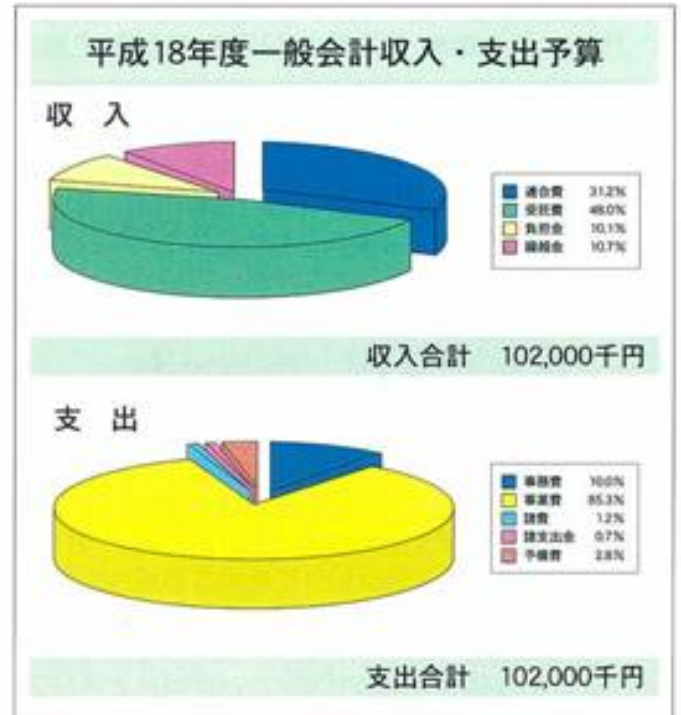
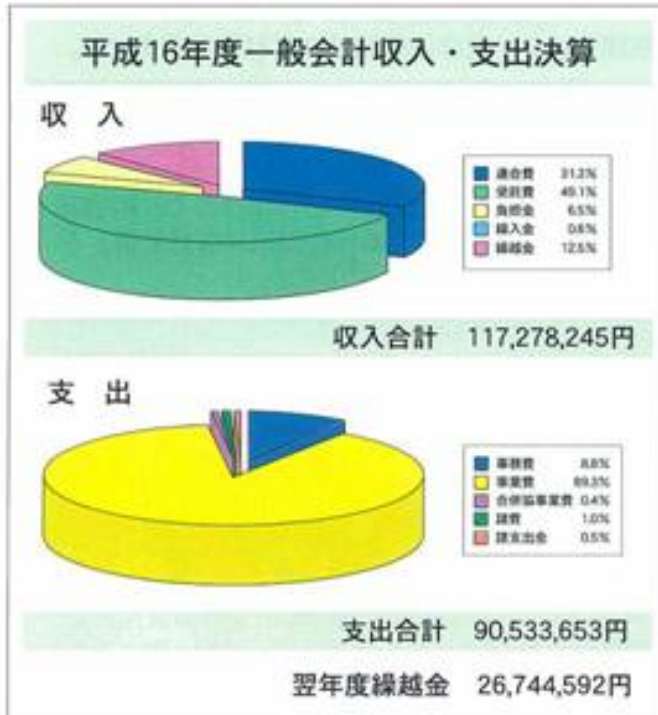
☆敷地内に用水施設があるため、通常は閉鎖してあります。ご覧になりたい方は事前に葛西用水路土地改良区（総務課）にご連絡をお願いします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

本土地改良区連合は、利根中央事業の完成後における農業用水の一元的な管理による公平な水配分と安定した用水の供給を図るため、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区が合併するまでの過渡的な形態として発足してから、早くも4年目を迎えています。

平成17年度の全地域のかんがいを使用した用水の総取水量は3億1千万トン程で、許可水利権総量の80%と、非常に効率的な水運用が出来ました。今後も地域全体の用水が安定的に供給出来るよう合理的な管理調整に努めてまいります。

平成18年2月17日（金）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました。



□平成18年度所属土地改良区の負担額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	19,493,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	12,307,000円
連合費 総賦課額	31,800,000円

◇◇◇◇ 連合の管理する施設 ◇◇◇◇

金野井揚水機場

(全 景)



(ポンプ本体)



江戸川から口径900mm2台、600mm1台の計3台のポンプにより毎秒3.7m³の用水を取水し、水田約1,140haをかんがいでいる。機場の運転制御や監視は中央管理所からの遠方操作によって行い、合理的な水管理をしています。

平成18年度組合費の額

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| ◇経常賦課金 | ◇畑地かんがい賦課金（畑）1㎡ 7.80円 |
| 葛西地区（田） 1㎡ 4.90円 | ◇支線施設管理特別賦課金（田、畑）1㎡ 4.00円 |
| 江戸川地区（田） 1㎡ 5.50円 | （パイプライン地区） |
| 二郷半領地区（田） 1㎡ 6.74円 | |

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい！

土地改良区賦課金の口座振替は市町のご協力によって実施されています。
 口座振替をご希望の方は、当土地改良区（財務課）もしくは市町の税務課にお問い合わせ下さい。
 ただし、大利根町、加須市、春日部市、草加市、八潮市分の賦課金については口座振替はご利用出来ません。

忘れずにお届けを！

賦課金の算定は、毎年1月1日現在の組合員の所有する農地面積が基準となっておりますので、組合員の資格を得た方又は喪失した方は、土地改良法第43条第1項の規程により『組合員資格得喪通知書』を土地改良区へ届け出る必要があります。

平成18年度 決済金額

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ◇農地転用一時決済金 | 葛西地区（田） 1㎡ 198円 |
| | 江戸川地区（田） 1㎡ 110円 |
| | 二郷半領地区（田） 1㎡ 146円 |
| ◇支線施設管理区域脱退金（田、畑）1㎡ 105円 | （パイプライン地区） |
- *農地（水田）を農地以外に転用する場合は農地転用の届け出が必要になります。
 *転用によって農地が減ることになると、残った農地の組合員で土地改良施設等の維持管理の負担を負うこととなります。そこで、組合員のみなさまの負担の公平を図るため、土地改良法第42条の規程により決済金を納めて頂くことになっております。

公共事業の転用についても決済金がかかります

- *公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務付けられています。【土地改良法第42条第2項】
 *用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体（買収者）と十分話し合い、決済金や組合費賦課金、転用手続き等に疑義が生じないようにお願いいたします。

水路にゴミを捨てないで！！

節水にご協力を！！

- *改良区にとって、ゴミ処理は切実な問題です。ゴミを捨てない、捨てさせないようにご協力をお願いします。
 *地区によっては、用水の一斉使用等により用水不足となることがあります。組合員の皆様のより一層の節水に対するご理解とご協力をお願いします。

組合員、面積の動向（平成18年4月1日現在）
 組合員数 16,949名
 賦課面積 6,025ha

《編集・発行》葛西用水路土地改良区
 〒340-0144 埼玉県幸手市戸島2-155
 Tel 0480-47-3811(代) Fax 0480-48-2500
 Email: totikai@pastel.ocn.ne.jp